

鎌倉市告示第 273 号

景観重要建築物等の指定変更について

鎌倉市都市景観条例（平成 18 年 9 月条例第 16 号）第 30 条の規定により、次のとおり景観重要建築物等の指定を変更したため、告示します。

令和 8 年（2026 年）3 月 18 日

鎌倉市長 松尾 崇



対象物件	第 8 号 旧里見葺邸（高妻邸）
指定変更年月日	令和 8 年（2026 年）3 月 12 日
変更内容	名称の変更 [変更前] 旧里見葺邸 [変更後] <u>旧里見葺邸（高妻邸）</u>
その他	指定番号、所在地等につきましては、従前から変更ありません。